

岐阜県公報

第二千五百五十号
平成二十六年五月三十日
(金曜日)

目次

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

(教育総務課) 三四九^ハ

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 三四九

道路の供用開始

(同) 三五〇

保安林の指定解除

(恵那農林事務所) 三五二

岐阜県警察関係手数料徴収条例に基づく手数料の徴収事務

(交通規制課) 三五二

の委託

公示

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

(建設政策課) 三五二

公共測量の実施

(用地課) 三五二

土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 三五二

土地改良区の定款の変更認可

(同) 三五五

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 三五六

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

岐阜県教育委員会

委員長 野原正美

岐阜県教育委員会規則第十号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立関有高等学校の部全日制の課程の款理科、数学に関する学科の項を削る。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年五月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維

岐阜県告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十六年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

中津川市山口七三二の三から七三二の五まで、七三二の七

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第四百二十七号

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）別表第一七の表一の項及び二の項に規定する手数料の徴収事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所 中央警備保障株式会社 岐阜県岐阜市今沢町十 二番地	委託事務の内容 パーキング・メーター作動手数 料及びパーキング・チケット発 給手数料の徴収事務	委託期間 平成二十六年四月一日 から平成二十七年三月 三十一日まで
---	--	--

公 示

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

処分をし た年月日 平成二十 六年五月 二十七日	商号又は 名称 名光電気 工事株式 会社	主たる営業 所の所在地 岐阜市中鶉 二丁目二八 番地の一	代表者の氏 名 代表取締役 高見和宏	建設業の許可 番号及び許可 を受けた業種 岐阜県知事許 可（般・特 二二）第一〇 二二六九号土 木一式、電気 網構造物、電 気通信、消防 施設工事業	処分の原因となつ た事実及び処分 の内容 私的独占の禁止 及び公正取引の 確保に関する法 律（昭和二十二 年法律第五十四 号）第三条の規 定に違反するも のとして、公正 取引委員会から 平成二十六年一 月三十一日に同 法第七条第二項 の規定による排 除措置命令を受 け、当該命令が 確定したことに よる営業停止処 分。ただし、電 気工事業に関す る営業のうち、 民間工事に係る ものについて、 平成二十六年六 月十一日から八 月九日までの六 十日間に限る。
--------------------------------------	----------------------------------	--	-----------------------------	--	--

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本県市

二 作業種類

公共測量（道路台帳更新）

三 作業期間

平成二十六年五月二十六日から

同 二十七年三月二十日まで

四 作業地域

本県市

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
岐阜市次木	平成二六・五・三三	理事	江崎 隆雄	七六一番地
木用水土	同	同	堀 隆勝	二一九番地
地改良区	同	同	堀 隆勝	同

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
市川 敏美	同	同	市川 敏美	七九九番地
日比野 照雄	同	同	日比野 照雄	六四五番地
堀 展嘉	同	同	堀 展嘉	六二六番地二
大平 雅弘	同	同	大平 雅弘	一〇〇番地一
堀 悟	同	同	堀 悟	一一八番地
日比野 輝善	同	同	日比野 輝善	一一二番地三
和田 友明	同	同	和田 友明	九六二番地三
堀 誠	同	同	堀 誠	七九番地
日比野 観生	同	同	日比野 観生	四一四番地一
早瀬 克己	同	同	早瀬 克己	六四八番地
日比野 善郎	同	同	日比野 善郎	七〇四番地
日比野 さか江	同	同	日比野 さか江	六八六番地
青木 康起	同	同	青木 康起	一八六番地
赤堀 三郎	同	同	赤堀 三郎	四七番地
堀 直樹	同	同	堀 直樹	六三四番地一
堀 勲	同	同	堀 勲	一七六番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

改良地名	年月日	役名	氏名	住	所
土					
改良					
区					
名					
年					
月					
日					
任					
理					
事					
驚					
見					
英					
俊					
山					
県					
市					
高					
富					
高					
土					
地					
平					
成					
三					
六					
四					
一					
中					
濃					
用					
水					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					
地					
岐					
阜					
土					

土地改良区名	認可年月日
真桑方井水土地改良区	平成二六・五・七

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	住所
色目川沿岸土地改良区 平成二六・五・二六		理事	藤井 静	養老郡養老町飯田	一六一番地
			大橋 一郎	同	一三四番地
			安福 喜久雄	同	一六六番地
			高野 菊二	養老郡養老町大坪	二〇一番地
			高野 利男	同	二二〇番地
			佐竹 一美	養老郡養老町蛇持	七四番地
			佐竹 正男	同	四二番地
			大橋 憲一	養老郡養老町祖父江	二三四番地
			滋谷 政實	養老郡養老町橋爪	一一〇番地
			木村 敏男	養老郡養老町中	二四二番地
			高木 實夫	養老郡養老町宇田	二八九番地
			高木 慶次	養老郡養老町室原	一〇〇番地
			西脇 寛樹	同	六〇七番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	住所
色目川沿岸土地改良区 平成二六・五・二七		理事	安藤 匡則	養老郡養老町飯田	二九四番地
			青山 直	同	一三七番地
			大橋 文男	同	一一九番地
			大橋 孝	養老郡養老町大坪	一七一番地
			高野 弥須利	同	二〇八番地
			佐竹 一美	養老郡養老町蛇持	七四番地
			佐竹 正男	同	四二番地
			安福 正紀	養老郡養老町祖父江	二二五番地
			水野 直樹	養老郡養老町橋爪	五八〇番地
			日比野 富士男	養老郡養老町豊	三二番地
			古田 隆幸	養老郡養老町宇田	一〇四番地
			高木 慶次	養老郡養老町室原	七〇四番地
			田中 清美	同	六三六番地
			高木 敏幸	同	五三五番地
			三輪 明男	同	六一〇番地
		高田 吉和	同	六二三番地	

同	同	同	監事
大	藤	佐	佐
矢	田	竹	竹
賢	元	利	人
治	次	一	美
養老郡養老町室原	養老郡養老町中	養老郡養老町祖父江二二三番地一	養老郡養老町蛇持 一〇番地
		一七四番地一	
		六五五番地	

平成二十六年五月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社